

8 東彼杵町告示第56号

東彼杵町地域介護・福祉空間整備費等補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年4月13日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町地域介護・福祉空間整備費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町地域介護・福祉空間整備費等補助金交付要綱（平成21年告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前									
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金_____の実施に関する基本事項を定め、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東彼杵町補助金等交付規則（平成16年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の対象及び補助率)</p> <p>第2条 補助金の対象となる施設、事業及び補助率は、次のとおりとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施に関する基本事項を定め、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東彼杵町補助金等交付規則（平成16年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の対象及び補助率)</p> <p>第2条 補助金の対象となる施設、事業及び補助率は、次のとおりとする。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象施設及び事業</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金_____の実施について（令和8年4月8日付老発04808第2号 厚生労働省老健局長通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業</td> <td>左の通知に定める配分基礎単価及び交付基準額による国の交付決定通知の額以内</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象施設及び事業	補助率	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金_____の実施について（令和8年4月8日付老発04808第2号 厚生労働省老健局長通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業	左の通知に定める配分基礎単価及び交付基準額による国の交付決定通知の額以内		<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象施設及び事業</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成22年11月17日付老発1117第1号厚生労働省老健局長通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業</td> <td>左の通知に定める配分基礎単価及び交付基準額による国の交付決定通知の額以内</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象施設及び事業	補助率	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成22年11月17日付老発1117第1号厚生労働省老健局長通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業	左の通知に定める配分基礎単価及び交付基準額による国の交付決定通知の額以内	
交付対象施設及び事業	補助率										
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金_____の実施について（令和8年4月8日付老発04808第2号 厚生労働省老健局長通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業	左の通知に定める配分基礎単価及び交付基準額による国の交付決定通知の額以内										
交付対象施設及び事業	補助率										
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成22年11月17日付老発1117第1号厚生労働省老健局長通知）に定める交付対象施設及び交付対象事業	左の通知に定める配分基礎単価及び交付基準額による国の交付決定通知の額以内										

附 則

この告示は、公布の日から施行する。